

ポイント

(漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果)

第4期中期目標において、「保険事故率の低減に向けた取組」、「求償権の管理・回収の取組」、「利用者のニーズの反映等」等を実施することとされており、これらについて検証を行い、その将来の在り方について検討を行った。

【検証の結果】

- 大口保険引受案件の事前協議について、業績見通し等の判断が非常に難しい環境となっていることから、協会の現行体制の中でいかにすれば有効に機能するかという観点から事前協議の対象範囲を見直し、令和3年1月から実施。
- 部分保証やペナルティー方式については、融資機関と保証機関とのリスク分担の観点から有効。

協会独自で金融機関と責任分担が図られるよう取組を行っている事例もあるが、取組の拡大は協会独自で行うことは困難。

このため、協会の責任分担制度導入の取組を無にすることのないよう、ふさわしい金融機関との責任分担のあり方について、協会とともに検討の上、主務省の協力を求めていくこととしたい。